

JGAP

ジェイギャップ

Japan Good Agricultural Practice

(日本の 良い 農業の やり方)

団体事務局用 管理点と適合基準

2012

2012年6月1日 発行

2012年6月1日 審査・認証開始

目次

A. 団体の管理体制

- 1. 団体の基本情報と責任の明確化 p.1
- 2. 契約の管理 p.2
- 3. 団体・農場管理マニュアル p.2

B. 団体・農場管理マニュアルに基づく管理の実践と、その確認

- 4. 内部監査 p.3
 - 4.1 内部監査員
 - 4.2 団体事務局の内部監査
 - 4.3 農場の内部監査
 - 4.4 外部委託先の内部監査
 - 4.5 内部監査の結果の確認
- 5. 制裁措置 p.7
- 6. トレーサビリティ p.7
- 7. 苦情対応 p.8
- 8. 商品の回収手順 p.8
- 9. JGAPマークの使用 p.8
- 10. 文書管理と記録管理 p.9

団体における残留農薬検査の農場のサンプリングに関するガイドライン(青果物) p.10

団体における残留農薬検査の農場のサンプリングに関するガイドライン(穀物) p.11

団体における残留農薬検査の農場のサンプリングに関するガイドライン(茶) p.12

※前版(2.2版)の取扱いについて

『JGAP管理点と適合基準 団体事務局用 2012』審査・認証開始後も、『JGAP管理点と適合基準 団体事務局用 2.2版』による審査・認証(初回・更新)は、2013年5月末までは平行して継続します。尚、初回審査及び更新審査を旧版の『JGAP管理点と適合基準 団体事務局用 2.2版』で受けた場合、維持審査は同じ版で受けることを基本としますが、新しい『JGAP管理点と適合基準 団体事務局用 2012』で受けることも可能です。その場合には、認証書は新たな版数が明記され再発行となります。

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
A. 団体の管理体制							
1. 団体の基本情報と責任の明確化							
1.1.	必須	団体の基本情報を把握している	<p>団体について、以下の情報が明確に文書化されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 団体の名称 ② 団体事務局の名称 ③ 団体事務局の所在地と連絡先 ④ 団体と農場における農産物の所有権及び管理責任に関する情報 ⑤ 団体と出荷先における農産物の所有権及び管理責任に関する情報 ⑥ 農産物取扱い施設の名称と所在地 				
1.2.	必須	団体内の役割分担が明確である	<p>以下の責任者が確認できる組織図または文書がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 団体の代表者 ② 団体事務局の責任者(団体・農場管理マニュアルの策定・実施の責任者) ③ 農産物取扱い施設の管理責任者 ④ 内部監査の責任者 ⑤ 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」が求める責任者(団体事務局が担当する場合) 				
1.3.	必須	団体を構成する農場の情報を把握している	<p>団体を構成する農場について、以下の情報が登録されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農場の名称 ② 農場の所在地と連絡先 ③ 圃場と施設の所在地 ④ 栽培中もしくは栽培予定の品目 ⑤ 品目ごとの栽培面積 ⑥ 品目ごとの共選・個選の区別 				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
2. 契約の管理							
2.1	必須	団体は農場と契約を結んでいる	<p>団体は団体を構成する農場と契約を結んでいる。団体と農場の間で交わされた契約文書には以下の内容が含まれている。</p> <p>① 団体の代表者の名前、住所と連絡先 ② 農場の名称、所在地と連絡先 ③ 団体の方針と指導に従って生産することの合意 ④ 契約違反の場合の制裁措置に関する合意</p>				
2.2	必須	団体は外部委託先と契約を結んでいる	<p>団体は外部委託先と契約を結んでいる。団体と外部委託先との間で交わされた契約文書には以下の内容が含まれている。</p> <p>① 団体の代表者の名前、住所と連絡先 ② 外部委託先の名称、所在地と連絡先 ③ 外部委託する業務(工程)とその業務(工程)に関連する団体が定めたルール(食の安全に関するものは必須とする) ④ 上記③について団体が定めたルールに従うことの合意 ⑤ 契約違反の場合の制裁措置に関する合意</p> <p>尚、団体と外部委託先が直接契約文書を交わせない場合には、外部委託先が公開・提示している文書(約款等)を団体が確認することで契約文書として代替することができる。</p>				
3. 団体・農場管理マニュアル							
3.1.	必須	団体と農場の責任分担が明確になっている	「JGAP 農場用 管理点と適合基準」の管理点ごとに団体と農場の責任分担が文書で明確になっている。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
3.2.	必須	団体・農場管理マニュアルがある	<p>団体を運営する団体・農場管理マニュアルがあり、以下の条件を満たしている。</p> <p>①「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を実践するための方法・手順が明確になっている。</p> <p>② 管理点3.1の責任分担に基づき、団体事務局及び農場が共通して遵守すべき規定・手順が定められている。農場ごとに手順が異なる業務(工程)がある場合は、その業務(工程)が特定されている。</p> <p>③ 上記②の規定・手順は、「JGAP 農場用 管理点と適合基準」を実践するために十分な内容である。</p>				
3.3.	必須	団体・農場管理マニュアルが周知され内容が理解されている	<p>団体の事務局責任者は、団体・農場管理マニュアルを団体事務局及び農場に対して周知し、必要な部分の内容を理解させている。</p>				

B. 団体・農場管理マニュアルに基づく管理の実践と、その確認

4. 内部監査

4.1. 内部監査員

4.1.1.	必須	内部監査員・内部監査補佐役は資格要件を満たしている	<p>内部監査員・内部監査補佐役は、最新の「JGAP 総合規則」に規定されている資格要件を満たしている。</p> <p>内部監査員は団体事務局と団体に所属する農場の内部監査を担当することができる。</p> <p>内部監査補佐役は内部監査員の管理下で団体に所属する農場の内部監査を担当することができる。</p> <p>内部監査員・内部監査補佐役は外注することができる。</p>				
--------	----	---------------------------	---	--	--	--	--

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
4.1.2.	必須	利害関係のない内部監査を実施できるようにしている	① 内部監査員・内部監査補佐役がJGAP審査の対象となる農場の関係者の場合、その農場は別の内部監査員・内部監査補佐役によって監査されている。 ② 内部監査員が団体事務局の関係者の場合、団体事務局の内部監査はその業務を担当しない別の内部監査員によって実施すること。但し、やむを得ない場合には、その業務を担当しない別の内部監査補佐役によって実施してもかまわないが、外部による審査の開始前にその事実を審査員へ申告していること。				
4.1.3.	必須	基準の解釈や審査方法について内部で統一する仕組みがある	複数の内部監査員・内部監査補佐役がいる場合、複数の内部監査員・内部監査補佐役の間で基準の解釈や審査方法について統一する仕組みがあり、その実施記録がある。				
4.2. 団体事務局の内部監査							
4.2.1.	必須	団体事務局に対して、内部監査を実施している	団体・農場管理マニュアルに基づくチェックリストを用いて団体事務局に対する内部監査を年1回以上行っている。 団体事務局に対する内部監査の実施手順を文書化し、記録された監査結果は以下の内容を含んでいる。 ① 内部監査の実施日 ② 内部監査員・内部監査補佐役の名前 ③ 内部監査を受けた団体事務局側の担当者の名前 ④ 不適合事項 ⑤ 是正要求				
4.2.2.	必須	団体事務局は不適合事項を適切に是正している	不適合事項は適切に是正され、その結果の記録がある。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
4.3. 農場の内部監査							
4.3.1.	必須	JGAP審査の対象となる全ての農場・農産物取り扱い施設に対して、内部監査を実施している	<p>団体・農場管理マニュアルに基づくチェックリストを用いて全ての農場に対する内部監査を年1回以上行っている。</p> <p>農場に対する内部監査の実施手順を文書化し、記録された監査結果は以下の内容を含んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農場の名称 ② 内部監査の実施日 ③ 内部監査員・内部監査補佐役の名前 ④ 不適合事項 ⑤ 是正要求もしくは制裁措置の適用 				
4.3.2.	必須	農場は不適合事項を適切に是正している	不適合事項は適切に是正され、その結果の記録がある。				
4.3.3.	必須	団体加入を希望する農場に対して、内部監査を実施している	<ul style="list-style-type: none"> ① 団体加入を希望する農場に対して団体に加える前に内部監査を行っている。 ② 不適合事項については是正を要求し、適切に是正されたことが記録で確認できる。 				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
4.4. 外部委託先の内部監査							
4.4.1.	必須	外部委託先に対して、内部監査を実施している	<p>外部委託先に対して、管理点2.2の契約文書の中で規定しているルールに適合しているかどうかについて、内部監査を年1回以上行っている。外部委託先に対する内部監査の実施手順を文書化し、記録された監査結果は以下の内容を含んでいる。</p> <p>① 外部委託先の名称 ② 内部監査の実施日 ③ 内部監査員・内部監査補佐役の名前 ④ 不適合事項 ⑤ 是正要求もしくは制裁措置の適用</p> <p>尚、農産物取扱い工程の外部委託先が、その管理の信頼性を証明する以下の第三者認証を受けていることが確認できる場合、外部委託先への内部監査を省略することができる。その場合、団体事務局はその認証書の適用範囲や有効期限等を確認すること。 ・JGAP、GLOBALGAP、ISO9001、ISO22000、その他日本GAP協会の認める第三者認証制度</p>				
4.4.2.	必須	外部委託先は不適合事項を適切に是正している	不適合事項は適切に是正され、その結果の記録がある。				
4.5. 内部監査の結果の確認							
4.5.1.	必須	内部監査の責任者が内部監査の結果を確認している	<p>① 内部監査の責任者(管理点1.2 ④参照)は、団体事務局、農場、外部委託先に対して実施した内部監査に関して、以下の情報を把握している。</p> <p>1) 内部監査の実施日 2) 不適合内容と是正処置の結果</p> <p>② 内部監査の責任者は、不適合事項とそれに対する是正処置の妥当性を確認し、必要な場合には担当した内部監査員・内部監査補佐役に監査の見直しを指示している。</p>				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
4.5.2.	必須	団体事務局の責任者及び団体の代表者が内部監査の完了を確認している	団体事務局の責任者(管理点1.2 ②参照)及び団体の代表者(管理点1.2 ①参照)は、全ての不適合の是正処置が終了し、内部監査が完了したことを確認している。				
5. 制裁措置							
5.1.	必須	農場の違反に対し、団体は規定されている制裁措置を適用している	団体・農場管理マニュアルに違反した農場に対し、規定されている制裁措置を適用し、それを記録している。				
5.2.	必須	出荷停止や除名の情報を審査・認証機関に報告している	内部監査の結果などにより、農場が出荷停止や除名になった場合、JGAP認証を発行した審査・認証機関に報告している。				
6. トレーサビリティ							
6.1.	必須	団体内でトレーサビリティの仕組みがある	① 出荷する商品は農場及び圃場が特定できる。「特定」とは、複数の農場が含まれてもよいが、可能性のない農場及び圃場が含まれてはならない。 ② また、農産物の出荷先は出荷ロットごとに記録されている。				
6.2.	必須	JGAP認証農場で生産された農産物は明確に区別されている	団体がJGAP認証農場以外で生産された農産物も取り扱っている場合、JGAP認証農場で生産された農産物は明確に区別されて出荷されていることが記録で分かる。				
6.3.	必須	JGAP認証農場で生産された農産物の出荷量は妥当であることを確認している	JGAP認証農場で生産された農産物の出荷量が妥当であることを確認している。例えば、下記の資料を用いて確認した記録がある。 ① 登録されている生産面積 ② 単位面積あたりの標準収量 ③ 収穫量の実績				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
7. 苦情対応							
7.1.	必須	団体、農場への苦情に対し適切に対処している	① 団体、農場もしくは特定の圃場や施設に対する苦情に対して、苦情の受付、内容の記録、原因の追及、問題点の改善、改善後の確認について手順が文書化されている。 ② 苦情があった場合、上記の手順に基づき対応し、一連の対応結果を記録している。				
8. 商品の回収の手順							
8.1.	必須	適切に商品の回収をしている	① 以下の内容を含む商品回収の手順が文書化されている。 1)商品の回収について判断する責任者 2)商品の回収を判断する基準 3)影響がある出荷先及び関係機関(保健所、農林事務所、農協等)並びに審査・認証機関への連絡と相談 4)問題の原因の追究、問題点の改善、対処後の再確認 5)上記の対応の記録 ② 商品回収があった場合、上記の手順に基づき対応し、一連の対応結果を記録している。				
8.2.	必須	商品の回収テストを実施している	① 年に1度、事故を想定して管理点8.1の商品回収のテストを実施し、結果を記録している。 ② テストの結果に基づき、商品回収の手順を見直している。				
9. JGAPマークの使用							
9.1.	必須	JGAPマークの使用は団体によって管理されている	JGAPマークの使用は団体によって管理されている。JGAPマークの使用は文書化され、以下の内容を含んでいる。 ① JGAPマークを使用する商品の種類 ② 上記の商品を生産する農場 ③ 上記の商品の出荷先				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
9.2.	必須	JGAPマークは適切に使用されている	JGAPマークを使用する商品が、下記の基準に当てはまる商品であることを、団体が確認している。 確認の方法は文書化されており、その実施が記録で確認できる。 ① JGAP認証農場で生産された農産物 ② JGAP認証書に記載のある農産物 ③ JGAP認証の有効期限内に出荷される農産物				
9.3.	必須	JGAPマークの使用方法は、規定に従っている	① JGAPマーク使用許諾書を持っている。 ② 最新の「JGAP 総合規則」及び「JGAPマーク使用の細則」に従って使用している。				
10. 文書管理と記録管理							
10.1.	必須	団体・農場管理マニュアルが適切に発行されている	団体・農場管理マニュアルを制定もしくは改訂する場合は、以下の手続きを実施してから発行していることが記録で分かる。 ① 内部監査員の資格を有するものによる管理点3.2の検証 ② 団体の代表者による承認				
10.2.	必須	団体・農場管理マニュアルの内容を定期的に見直している	団体・農場管理マニュアルの内容を、年1回以上見直している。				
10.3.	必須	団体・農場管理マニュアルの版数の管理ができています	団体・農場管理マニュアルが改訂された場合、旧版と新版が明確に識別されている。				
10.4.	必須	JGAP団体審査に必要な記録を保管している	団体審査に必要な記録を過去2年分以上保管し、閲覧可能な状態にしている。 初回審査では3か月分、最初の維持審査では初回審査から維持審査までの期間に3ヶ月を加えた分、最初の更新審査では1年9ヶ月分以上を保管している。				

JGAP

ジェイギャップ
(Japan Good Agricultural Practice)

団体事務局用

2012年11月1日より有効

団体における残留農薬検査の農場のサンプリングに関するガイドライン(青果物)

青果物のJGAP団体審査・認証における残留農薬分析は、『JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物 2010』の管理点6.6.2「残留農薬検査の計画を立てている」において、農場の選定方法について以下のガイドラインが追加で適用されます。

1. 原則

JGAPにおける残留農薬検査は、農場が適切な農薬使用を実施できているかを検証することが目的であり、製品ロットの合否を目的とした製品検査ではない。従って、その目的からして、複数の農場の青果物を混ぜて1検体としたサンプルを分析することは禁止する。

選定された農場に対しては、管理点6.6.2の条件を満たす農薬成分・収穫時期・場所の農産物を検体としてサンプリングすること。

2. 対象となる農場

団体を構成している農場の全てをサンプリングの対象としていること。

3. 農場の選定方法

残留農薬に関し、リスクの高い農場から優先して最低1農場を選定すること。該当する農場がない場合には、無作為に最低1農場を選定すること。選定にあたっては、あらかじめ順番を決めることや、検査対象となる農場に対して農薬使用前に検査対象であることを通知することが無いようにする。尚、リスクの高い農場の条件には、例えば以下があり得る。(順不同)

- a. ドリフトが判明しているが、刈り捨てず収穫を予定している農場
- b. 過去1年間に、農薬使用方法が適切でないことを団体及び審査・認証機関または内部監査によって指摘された農場
- c. 新しく団体に加入した農場、新しく圃場を増やした農場
- d. 過去1年間に、農薬使用責任者が変更になった農場
- e. これまで残留農薬検査を一度も実施していない農場
- f. 土壌残留農薬のリスクがある圃場(例 過去農薬を埋めた など)
- g. 前作終了から期間を開けずに栽培する圃場

JGAP

ジェイギャップ
(Japan Good Agricultural Practice)

団体事務局用

2012年11月1日より有効

団体における残留農薬検査の農場のサンプリングに関するガイドライン(穀物)

穀物のJGAP団体審査・認証における残留農薬検査は『JGAP 農場用 管理点と適合基準 穀物 2012』の管理点5.6.2「残留農薬検査の計画を立てている」において、農場の選定方法について以下のガイドラインが追加で適用されます。

1. 原則

JGAPにおける残留農薬検査は、農場が適切な農薬使用を実施できているかを検証することが目的であり、製品ロットの合否を目的とした製品検査ではない。従って、その目的からして、複数の農場の農産物を混ぜたサンプルを検体とすることは禁止する。

選定された農場に対しては、管理点5.6.2の条件を満たす農薬成分・収穫時期・場所の農産物を特定したものを検体としてサンプリングすること。

2. 対象となる農場

団体を構成している農場全てをサンプリングの候補としていること。

3. 農場の選定方法

残留農薬に関し、リスクの高い農場から優先して最低1農場を選定すること。該当する農場がない場合には、無作為に最低1農場を選定すること。選定にあたっては、あらかじめ順番を決めることや、検査対象となる農場に対して農薬使用前に検査対象であることを通知することが無いようにする。尚、リスクの高い農場の条件には、例えば以下があり得る。(順不同)

- a. ドリフトが判明しているが、刈り捨てず収穫を予定している農場
- b. 過去1年間に、農薬使用方法が適切でないことを団体及び審査・認証機関または内部監査によって指摘された農場
- c. 新しく団体に加入した農場、新しく圃場を増やした農場
- d. 過去1年間に、農薬使用責任者が変更になった農場
- e. これまで残留農薬検査を一度も実施していない農場
- f. 土壌残留農薬のリスクがある圃場(例 過去農薬を埋めた など)
- g. 前作終了から期間を開けずに栽培する圃場

JGAP

ジェイギャップ
(Japan Good Agricultural Practice)

団体事務局用

2012年9月1日より有効

団体における残留農薬検査の農場のサンプリングに関するガイドライン(茶)

茶のJGAP団体審査・認証における残留農薬分析は『JGAP 農場用 管理点と適合基準 茶 2012』の管理点3.3.4残留農薬検査のサンプリングにおいて、農場の選定方法について以下のガイドラインが追加で適用されます。

1. 原則

JGAPにおける残留農薬検査は、農場が適切な農薬使用を実施できているかを検証することが目的であり、製品ロットの合否を目的とした製品検査ではない。従って、その目的からして、複数の農場の生葉が合葉されたサンプルを検体とすることは禁止する。

選定された農場に対しては、管理点3.3.4の条件を満たす農薬成分・摘採時期・場所の生葉を特定して荒茶製造したものを検体としてサンプリングすること。尚、通常の荒茶製造ラインでの製造が困難な場合、別な方法で生葉を乾燥させ、通常製造の荒茶と同程度の水分量まで乾燥させたものを荒茶としてよい。

2. 対象となる農場

団体を構成している農場及び団体が生葉工程を外部委託している農場(生葉売り等)の全てをサンプリングの候補としていること。但し、生葉工程の外部委託先がJGAP認証等の日本GAP協会が認める第三者認証を取得している場合には、サンプリングの対象から除外することができる。

3. 農場の選定方法

残留農薬に関し、リスクの高い農場から優先して最低1農場を選定すること。該当する農場がない場合には、無作為に最低1農場を選定すること。選定にあたっては、あらかじめ順番を決めることや、検査対象となる農場に対して農薬使用前に検査対象であることを通知することが無いようにする。尚、リスクの高い農場の条件には、例えば以下があり得る。

- a. ドリフトが判明しているが、刈り捨てずに摘採を予定している農場
- b. 過去1年間に、農薬使用方法が適切でないことを団体及び審査・認証機関または内部監査によって指摘された農場
- c. 新しく団体に加入した農場、新しく圃場を増やした農場
- d. 過去1年間に、農薬使用責任者が変更になった農場
- e. これまで残留農薬検査を一度も実施していない農場